

令和8年度 町有地売払い(一般競争入札)

入札案内書

申込受付期間：令和8年7月21日(火)～8月21日(金)17時(必着)

入札書受付期間：令和8年8月31日(月)～9月4日(金)17時(必着)

開 札 日：令和8年9月7日(月) 10時

永平寺町契約管財課

一般競争入札による町有地売却の流れ

永平寺町では、町有地を一般競争入札で売却します。

一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い合い、永平寺町があらかじめ決定した価格（以下「予定価格」という。）以上で、最も高い価格を付けた方に物件を購入していただく方法です（予定価格が最低売却価格になります。）。

入札に参加するには、事前に申込みが必要です。入札への参加を希望される方は、この「入札案内書」をよくお読みになったうえで、お申込みください。

1	入札参加の申込み	【受付期間】令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金） * 午前8時30分から午後5時15分まで * 郵便、電話、メール等による申込みはできません。
---	----------	---



2	入札書の提出	【受付期間】令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金） * 郵便入札のため、入札書は郵送又は持参にて受付します。
---	--------	---



3	開札	【開札日時】令和8年9月7日（月）午前10時から
---	----	--------------------------



4	契約の締結	* 永平寺町が指定する期間中に契約を締結してください。 * 売買契約書（永平寺町保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
---	-------	---



5	売買代金の支払	* 契約時の売買代金の支払方法は、一括納入の方法と契約保証金の納入の方法の2種類があります。一括納入の場合は、契約時に一括納付していただきます。
---	---------	--



6	所有権移転登記	* 所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。 * 所有権移転登記の手続きは、物件引き渡し後、町が行います。 * 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税を含む。）は、落札者の負担となります。
---	---------	--



手続き完了

物件の利用等の条件

- (1) 物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業務の用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。
- (2) 物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の事務所の用途に供し、又はその用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。
- (3) 前各号に定める制限事項及び契約書に定める義務を履行しない場合、契約を解除することがあります。
- (4) 物件を取得後5年間は、売買・贈与・交換・出資等により第三者への所有権の移転をしてはいけません。ただし、宅地造成等により分譲する場合はこの限りではありません。

入札参加の申込み

この入札案内書は、永平寺町ホームページにも掲載しています。

■ URL

<https://www.town.eiheiji.lg.jp/200/300/1010/index.html>

■ QRコード



1. 申込資格（入札参加資格等）

次の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 国、県、市町村税を滞納している者
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 永平寺町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、同条第6号及び第32条第1項各号に該当する者

※1 共有を希望する場合

2名以上の連名により申込み（入札参加）も可能です。その場合、全員が入札参加者の資格を備えていることが必要です。

※2 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の買受人）となります。

※3 受付後に申込者を変更することはできませんのでご注意ください。

2. 入札参加申込方法等

1. 受付期間 令和8年7月21日（火）から令和8年8月21日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
2. 受付場所 永平寺町松岡春日1丁目4番地 永平寺町役場 契約管財課

3. 申込時に必要な書類

- ① 町有地売却入札参加申込書（様式1）
- ② 土地利用計画書（様式4）
- ③ 誓約書（様式5）
- ④ 印鑑登録証明書（原本）
- ⑤ 各種証明書（原本）
 - 【申込者が法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - 【申込者が個人の場合】(1)住民票（マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）
(2)身分証明書
- ⑥ 納税証明書（原本）
 - 【申込者が法人の場合】(1)国税納税証明書（その3の3）
(2)県税納税証明書
(3)市町村税納税証明書（令和7年度分）
 - 【申込者が個人の場合】市町村税納税証明書（令和7年度分）

- ④～⑥までの書類は入札日を基準として発行から3ヶ月以内（令和8年6月8日以降）に発行されたもの。
- 連名（共有）での申込みの場合は、全員について、それぞれ1通必要です。

※ 申請書は落札した場合に売買契約者となる方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を記入してください。

※ 申込者本人（共有予定の場合は共有予定者全員）の入札参加が原則ですが、次のような場合は、入札当日に 委任状 を提出してください。

- ・ 申込者が法人で、その法人の代表権がない方が入札する場合
- ・ 申込者が個人の方で、やむを得ず代理の方が入札する場合
- ・ 申込者が共有予定で連名のとき、やむを得ず共有予定者全員が入札に参加できない場合（参加できない方から入札する方への委任が必要です。）

※ 代理人は、個人に限ります（法人名義では不可）。

4. 提出方法

持参により提出してください。郵送、電話、FAX、メールによる申込みはできません。

5. 入札の中止又は延期

災害等の発生などにより、入札を実施することが適当ではないと判断した場合は、入札全体
の中止若しくは延期又は一部の物件の入札の中止若しくは延期を行うことがありますので、あ
らかじめ御了承ください。

6. その他

提出書類は返却いたしません。提出書類に不備がある場合は早急に修正又は必要書類を揃えて
いただきます。

入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認後、入札参加申請者に土地一般競争入札参加資格確認通知書により入札参
加の資格の有無を確認します。
- (2) 入札参加資格を有すると確認されたものが、当該入札参加資格を有すると確認された日から一
般競争入札が執行される日までの間に、要領の申込資格に掲げる者のいずれかに該当したとき
は、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書等に虚偽の記載をしたこ
とが明らかになったときも、当該入札に参加することができません。

入札における注意事項

- (1) 入札をしようとする本人及び入札をしようとする者から委任を受けた代理人のみが入札に参加
できます。代理人が入札に参加する場合は、入札をしようとする者の委任状を入札前に提出し
なければなりません。
- (2) 入札書には、入札金額及び入札をしようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (3) 代理人が入札をする場合は、入札書に入札をしようとする者の住所及び氏名を記入するととも
に、代理人の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。代理人印については、委任状に
押印した印鑑を押印してください。
- (4) 入札金額は、物件の価格の総額を算用数字で明確に記載してください。
- (5) 入札後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

入札書の提出

1. 入札期間

令和8年8月31日（月）8時30分から令和8年9月4日（金）17時15分まで（必着）
（郵便入札のため、入札書は郵送又は持参にて受付します。）郵送の場合は、簡易書留郵便で郵

送してください。

2. 入札書の作成方法

- ① 入札書の作成においては、黒色のボールペンか万年筆を使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペン等の容易に消すことができるものは使用しないでください。
- ② 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- ③ 入札書の金額の記入には、算用数字（0、1、2、3・・・）を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」の文字を記入してください。
- ④ 入札書の高額の訂正はできません。
- ⑤ 入札金額は、消費税相当額を含まないものとします。
- ⑥ 別紙内訳書（様式2－2）に土地と建物の税抜金額をそれぞれ記載してください。
土地は非課税ですが、建物には消費税がかかります。
- ⑦ 二重封筒を用いてください。中封筒には、物件ごとに入札書を入れて封印し、その表側に、入札参加者氏名、住所又は所在地、物件番号及び開札日を記載してください。

3. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加申込をしなかった者が入札したとき
- ② 入札参加者の資格を有しない者が入札したとき
- ③ 所定の入札書以外で入札したとき
- ④ 予定価格を下回る額で入札したとき
- ⑤ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ④ 入札書に入札者、その代理人の記名押印がないとき
- ⑤ 入札金額の記載に訂正があるとき
- ⑥ 入札関係職員の指示に従わない等、秩序を乱したとき

開札

1. 開札、落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、永平寺町の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- ② 上記①に該当する方が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。

2. 再度入札

予定価格（最低売却価格）を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合

でも、再度入札は行いません。

契約の締結

1. 契約書の作成

契約書は、永平寺町ホームページに掲載している売買契約書（案）により、永平寺町で2部用意します。うち、永平寺町保管用のもの1部に貼付する収入印紙（売買金額に応じたもの）は、落札者の負担となります。

なお、永平寺町が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契約書には収入印紙は貼付しません。

2. 契約締結期限

落札者は、令和8年9月14日（月）までに売買契約を締結するものとし、期限までに契約を締結しない場合には、落札は無効となります。

3. 契約名義人

契約は、必ず「落札者」名義で契約締結してください。連名（共有）で申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

売買代金の支払い

落札者は、次のいずれかの方法により、永平寺町が発行する納入通知書で売買代金をお支払いください。

なお、契約保証金には利子は付しませんので御了承ください。

(1) 契約保証金の支払後、売買代金の残額支払期限

ア 契約保証金支払日	売買契約締結日
イ 契約保証金額	契約締結と同時に、売買代金の100分の10以上（1,000円未満切り上げ）に相当する金額
ウ 売買代金残額	売買代金から契約保証金を差し引いた額
エ 売買代金残額支払期限	契約締結日から60日以内 (契約保証金は売買代金に充当しますので、残金を永平寺町が発行する納入通知書によりお支払ください。)

注) 売買代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、地方自治法第234条の2第2項の規定により、契約保証金は永平寺町に帰属することになります。

(2) 一括支払

ア 支払日	売買契約締結日
-------	---------

イ 支払金額	落札金額
ウ 契約保証金	免除

所有権の移転

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転することとし、同時に引渡しがあったものとしします。
- (2) 所有権移転登記の嘱託は永平寺町が行います。
- (3) 所有権の移転、移転登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票の写し（法人の場合は商業登記簿現在事項全部証明書又は商業登記簿履歴事項全部証明書）の取得は落札者の負担となります。

契約不適合責任

落札者は、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び契約書の他の規定にかかわらず、引き渡された売却物件が種類、品質（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。）又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として目区的物の補修請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者である場合にあっては、売却物件の引渡日から2年間は、この限りではありません。

質問書の受付及び回答

質問は、「質問書」に必要事項を記載のうえ、契約管財課へ電子メールで送付してください。

- (1) 受付期間 令和8年7月21日(火)から令和8年8月19日(水)
電子メール keiyaku@town.eiheiji.lg.jp
- (2) 回答方法 令和8年8月21日(金)までに町公式ホームページにて回答します。

その他の注意事項

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなります。電柱等の移転・撤去、雑草の草刈、工作物（フェンス、擁壁、舗装など）の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体に関わらず、一切町は行いません。越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。
- (2) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、申込者は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- (3) 入札者は入札後、本入札案内書、入札公告、物件調書及び物件の現況等についての不明を理

由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

(4) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守してください。

(5) 工事等を行うに当たっては、近隣住民に対し、丁寧な対応を心掛け、工事着手前に工事説明を必ず行ってください。

売却物件一覧

1. 町有地

物件 番号	物件の所在 (福井県吉田郡永平寺町)	地目	地 籍 (㎡)	予定価格 (最低売却価格)	現 況	用途地域
1	永平寺町東古市 8 字 16 番 2	宅地	1,574.50	16,062,000 円	建物付	無指定

物件は現状有姿にて引き渡すものとします。

2. 土地利用条件

物件を取得後5年間は、売買・贈与・交換・出資等により第三者への所有権の移転をしてはならない。ただし、宅地造成等により分譲する場合はこの限りではない。

問い合わせ先

永平寺町役場 契約管財課

住 所 〒910-1192

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

連絡先 0776-61-3924 (直通)

FAX 0776-61-2434

Mail keiyaku@town.eiheiji.lg.jp